

【別表】出席停止の扱い[学校保健安全法第19条]

	対象者	期間
1	罹患した生徒（セルフテスト等により陽性が判明した者含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発症日から <u>10日間</u>（体調により延長もあり）</li> <li>・<u>無症状患者の場合は検査日から7日間</u>。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行うこと。 <u>（なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日0日からカウントし直し10日間の療養となります。）</u></li> </ul>
2	濃厚接触者	<p>患者の感染可能期間内<sup>※1</sup>に患者と接触した最終日を0日として翌日から7日間<sup>※2</sup></p> <p>ただし、10日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。</p>

※1 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

※2 令和4年1月28日一部改正厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」より

【市教委からのQ&A】

- Q. セルフテスト（抗原検査）で、家庭内の陽性者が出たけど、他の家族は濃厚接触者となり、登校は控えるべきか？また、何日まで休ませればよいか？
- A. 保健所から濃厚接触者の特定がないと思いますので、ご家庭の判断にて濃厚接触者を特定し、登校を控えてください。なお、期間については、陽性者との最終接触日を0日として翌日から7日間です。
- Q. 濃厚接触者の子供が発症したので病院へ連れて行ったところ、検査もせず陽性（疑似陽性）と言われたが、子どもの登校はどうすればよいか？
- A. たとえ検査を実施しなかった診断結果であっても医療機関の診断どおり出席停止とさせていただきます。発症した日を0日からカウントし直し10日間は登校を控えてください。